

不利益処分の処分基準

| | | |
|------------------|---|-----------------------------|
| 部 課 室 等 名 | 経済部 中央卸売市場 | |
| 不利益処分名 | せり参加人の承認の取消し | |
| 根 拠 法 令 | 徳島市中央卸売市場業務条例施行規則 | |
| 根 拠 条 項 | 第20条 | |
| 連 絡 先 | (電話 628 - 2759) | |
| 処 分 基 準 | <p>第20条 市長は、前条第1項の承認を受けたせり参加人が次の各号の一に該当するときは、その承認を取り消すものとする。</p> <p>(1) せり参加人が前条第3項第2号若しくは第3号のいずれかに該当することとなったとき又は業務に必要な能力を有しなくなったとき。</p> <p>(2) 仲卸業者が当該せり参加人の承認の取消しを申し出たとき。</p> <p>第19条第3項</p> <p>(2) 破産者で復権を得ないものであるとき。</p> <p>(3) 卸売業者若しくは売買参加者又はこれらの者の役員若しくは使用人である者であるとき。</p> <p>せり参加人承認取扱要領 (せり入札参加行為の停止又は承認の取消)</p> <p>第9条 市長は、せり参加人が次の各号の一に該当したときは、該当せり参加人のせり入札参加行為の全部を停止し、又はその承認を取消することができる。</p> <p>(1) せり参加人がそのせりに関して、せり人等と気脈を通じて不当な処置をなさせ、又はこれらの者と談合その他不正行為をしたとき。</p> <p>(2) せり参加人がそのせりに関してせり人等から金品その他の利益を收受し、又はこれらの者に贈与したとき。</p> <p>(3) せり参加人が法令又は本市の条例等の規定に違反したとき。</p> <p>(4) その他せり参加人として不適当な行為があったと認められるとき。</p> | |
| | 参 考 事 項 | |
| | 設定等年月日 | 平成26年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更) |